小松サン・アビリティーズの管理に関するリスク分担表

(甲=小松市 乙=指定管理者)

区	種類	内 容		負担者	
分				乙	
準備段階	事業開始時の	指定期間開始期における準備(引継ぎ)費用の負担			
	費用	に関するもの		0	
	書類の誤り	募集要綱, 仕様書等甲が責任を持つ書類の誤りにより発生した費用に関するもの			
		事業計画書等乙が提案した内容の誤りにより発生		\bigcirc	
		した費用に関するもの			
	法令の変更	指定管理制度や施設管理,運営に影響を及ぼす重大	\supset		
		な法令変更			
		上記以外の法令等の変更		\bigcirc	
		法人税・法人市民税率の変更		0	
	税制度の変更	消費税率の変更		協議による	
		上記以外の施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更		協議による	
		指定管理制度における賃金水準スライド制度の適	0	0	
	物価変動	用となるもの	※ 1	※ 1	
		物価及び光熱水費の変動に伴う費用負担の増加に		0	
事		関するもの		※ 2	
事情変更	金利変動	金利変動に伴う費用負担の増加に関するもの		\bigcirc	
更	需要変動	利用者の減少,需要見込みの誤りその他の事由によ		\bigcirc	
		る使用料収入の減少			
	不可抗力	不可抗力(暴風,豪雨,洪水,地震,落盤,火災,			
		争乱,暴動,テロその他の市又は指定管理者のい			
		ずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人	\circ		
		為的な現象)に伴う,施設,設備の修復による経費			
		の増加及び事業履行不能に伴う費用に関するもの			
		上欄のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれのあ			
		る感染症による管理運営の変更や対策等により生	協議による		
		じた費用に関するもの			
業務	業務の変更	甲の指示により業務内容変更により生じた費用に	\circ		
		関するもの)		

		乙の帰責事由による経費の増加に関するもの		0
	災害応急活動	甲の要請により乙が協力業務に要した費用に関す		
		るもの	0	
	一部委託、再	乙が甲の承認を得て,業務の一部を第三者に委託し		
	委託	た場合に生じた費用に関するもの		O
	債務不履行 甲の協定内容の不履行に伴うもの この協定内容の不履行に伴うもの		0	
				0
	甲と乙の両者、または被害者・他の第三者等に帰責			- L 7
		事由があるもの	協議は	こよる
	第三者※3へ	甲に帰責事由があるもの※3	0	
	の賠償(自動	乙に帰責事由があるもの※3		0
	車事故を含	甲と乙の両者, または被害者・他の第三者等に帰責	協議による	
	む)	事由があるもの		
	周辺地域・住	地域との協調		0
	民及び施設利施設管理,運営業務内容に対する訴訟,苦情,要望,用者への対応住民反対運動への対応			0
				0
		上記以外	0	
	セキュリティ	管理不備による情報漏洩,犯罪発生		0
	備品の購入	耐用年数1年以上で、かつ、取得価額が10万円以	0	0
		上の物品で, 市が当該施設に備えておくべきと判断	※ 4	※ 4
		する物品	/•\\ 1	7. 1
	消耗品の購入	備品に該当しない,耐用年数が1年未満または取得		\circ
		価額が 10 万円未満の什器備品購入費等		
	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関する	\circ	
		もの		
財産	施設・設備・備	乙の故意または重大な過失によるもの		0
財産管理	品の損傷	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	0	
埋		上記以外の経年劣化, 第三者の行為で相手方が特定	協議による	
		できないもの等		
	修繕費用	50 万円以上	0	
		50 万円未満でも市が資本的支出に該当すると認め	0	
		350		
		50 万円未満でも災害等突発的・不可抗力により指	0	0
		定管理者の対応範囲を超えるもの	※ 4	※ 4
		上記以外		0

	施設に係る保 仕様書に規定する業務に対する施設賠償責任保険 険の加入 (身体賠償・財物賠償)		0	
		自主事業に係る施設賠償責任保険		0
	車両に関する	一般自動車保険(任意保険)の加入		
	保険の加入)
	法定点検費用 甲が所有する設備等に関する各種法定点検			\bigcirc
	除雪費用 通常冬季における降雪量			0
		災害救助法の適用を受けた場合	0	
事	事業終了時の	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途		
事業終	費用	における業務を廃止した場合における原状復帰,事		0
了		業者の撤収費や事務引継ぎに関する費用		

- (※1) 別途定める「指定管理者制度における賃金水準スライド制度の手引き」に準じる
- (※2) 収支計画に著しい影響を及ぼすと認められる場合には甲と乙が協議の上決定する。
- (※3) この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。仕様書記載の業務については甲が加入する施設賠償責任保険にて補償。なお、自動車保険は施設賠償責任保険の補償外。
- (※4) 基本協定書に定めのある場合、協議の上乙が実施し甲が精算することも可能とする。
- (※5) 本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、甲と 乙が協議のうえ決定する。

清掃業務

1 業務内容

業務は、毎日清掃業務、定期清掃業務とし、場所、頻度については、次のとおりとする。

(1) 毎日清掃業務

床の除塵,吸塵等の清掃を主とし,適宜,壁面,ドア,窓枠,手すり,便 洗面器,備品等の清掃及びゴミ箱等の清掃処理を行う。

(2) 定期清掃業務

床洗いワックス仕上げ、窓ガラス拭き、タイルカーペットクリーニングを 行う。

2 業務要領

- (1) 毎日清掃業務
- ① 塩ビ床,木床については,特殊モップ又はよく絞ったモップ等で除塵を行う。
- ② 畳,カーペットについては、電気掃除機により吸塵を行う。また、シミが 生じている場合は、洗剤等により取り除く。
- ③ タイルについては、その性状・場所に応じてモップ又は掃除機による除塵, 吸塵を行う。
- ④ 壁面,ドア,窓枠,手すり,備品等については,拭き掃除を行い,汚れの 甚だしい部分については,洗剤等を使用する。
- ⑤ 便洗面器については、専用の掃除具を用いて行い、汚れの甚だしい部分に ついては、洗剤等を用いて除去する。また、詰まり等が生じた場合は、即時 除去を行う。
- ⑥ 便洗面所の衛生消耗品(トイレットペーパー,石鹸水等)の補充を行う。
- (2) 定期清掃業務
- ① 床ワックス掛けは、床の除塵・洗浄を行い、乾燥後に樹脂ワックスをムラなく塗布する。
- ② 窓ガラス拭きは、水拭きで汚れを取り除く。汚れの甚だしいところは、ガラス用洗剤を塗布して行う。

(令和7年9月時点)

				和7年9月時点) [
	区域	材質	床除塵回数	その他
屋内	ロビー	塩ビ床	毎日	
	多目的室	カーペット	週3回	
	会議室	塩ビ床	週3回	
	研修室	塩ビ床	週3回	
	音楽室	カーペット	週3回	
		塩ビ床		
	教養文化室	フローリング	週3回	
		畳		
	風除室	タイル	毎日	
	ホール	塩ビ床	毎日	
	廊下	塩ビ床	毎日	
	更衣室	塩ビ床	毎日 週3回	
	便所	塩ビ床	毎日	
	多目的便所	塩ビ床	毎日	
	タイルカーペッ	ハトクリーニング	年1回	
	ワックス		年1回	
	ガラス清掃		年1回	
	ポーチ	タイル	毎日	
	スロープ	タイル	毎日	
屋外	駐車場			落葉・除雪
	植栽			剪定等
	歩道 (敷地外)			落葉・除雪

保守点検業務

(令和7年9月時点)

	Г	(4	中3万时点/	
業務名	内 容		周期	
消防設備保守点検業務	P型 2級 1級受信機	1面	年2回	
	作動式分布型感知器	14個	年2回	
	作動式スポット型感知器	17個	年2回	
	定温式スポット型感知器	7個	年2回	
	光電式スポット型煙感知器	3個	年2回	
	表示灯	3個	年2回	
	発信機	3個	年2回	
	地区音響装置	4個	年2回	
	常用電源(交流電源)	1式	年2回	
	予備電源(蓄電器設備)	1式	年2回	
	絶縁測定	1式	年1回	
	配線点検	1式	年1回	
	非難口誘導灯(大)	4基	年2回	
	非難口誘導灯(中)	1基	年2回	
	開閉器・遮断機	1個	年2回	
	粉末消火器(外観点検)	8ケ	年2回	
	粉末消火器(機能点検)	8ケ	年2回	
沈殿分離層付接触バッ	保守・点検・投薬(巡回)		年6回	
キ方式				
(ハイスタープラン				
ト)浄化槽				
	遠方通報監視による機械警報	警備		
機械警備業務	防犯		毎日	
	• 火災監視			
士士净统师与世上协	建築基準法に基づく市有建築物の定		0 /F) = 1 E	
市有建築物定期点検期点検期点検			3年に1回	
	パッケージ型空調機の点検			
空調設備保守点検	・GHP本体及び燃料系、駆	動系、冷	年1回	
	媒関係、発電系			
屋外樹木管理	樹木の芯打ち及び枝打ち		適宜	